ウ　（略）

ヰ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年３月31日までの間（⑷及び⑸については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

⑷・⑸　（略）

３　介護療養施設サービス

イ　療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

⑴　療養型介護療養施設サービス費（１日につき）

㈠　療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

ａ　療養型介護療養施設サービス費(i)

i　要介護１	641単位
ii　要介護２	744単位
iii　要介護３	967単位
iv　要介護４	1,062単位
v　要介護５	1,147単位

ｂ　療養型介護療養施設サービス費(ii)

i　要介護１	669単位
ii　要介護２	777単位
iii　要介護３	1,010単位
iv　要介護４	1,109単位
v　要介護５	1,198単位

ｃ　療養型介護療養施設サービス費(iii)

i　要介護１	659単位
ii　要介護２	765単位
iii　要介護３	995単位
iv　要介護４	1,092単位
v　要介護５	1,180単位

ｄ　療養型介護療養施設サービス費(iv)

i　要介護１	745単位
ii　要介護２	848単位
iii　要介護３	1,071単位
iv　要介護４	1,166単位
v　要介護５	1,251単位

ツ　（略）

ネ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからツまでにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからツまでにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからツまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

⑷・⑸　（略）

３　介護療養施設サービス

イ　療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

⑴　療養型介護療養施設サービス費（１日につき）

㈠　療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

ａ　療養型介護療養施設サービス費(i)

i　要介護１	641単位
ii　要介護２	744単位
iii　要介護３	967単位
iv　要介護４	1,062単位
v　要介護５	1,147単位

ｂ　療養型介護療養施設サービス費(ii)

i　要介護１	669単位
ii　要介護２	777単位
iii　要介護３	1,010単位
iv　要介護４	1,109単位
v　要介護５	1,198単位

ｃ　療養型介護療養施設サービス費(iii)

i　要介護１	659単位
ii　要介護２	765単位
iii　要介護３	995単位
iv　要介護４	1,092単位
v　要介護５	1,180単位

ｄ　療養型介護療養施設サービス費(iv)

i　要介護１	745単位
ii　要介護２	848単位
iii　要介護３	1,071単位
iv　要介護４	1,166単位
v　要介護５	1,251単位